

岩手県告示第734号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩泉町追子沢鳥獣保護区
- 2 区域 下閉伊郡岩泉町地内の主要地方道久慈岩泉線と日蔭ノ山から主要地方道久慈岩泉線にかかる祝橋に至る稜線との交点を起点とし、起点から主要地方道久慈岩泉線を南東に進み林道追子沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進みミョウジクボ沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み民有林615及び661林班と国有林三陸北部森林管理署久慈支署17林班、民有林619及び618林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み祝沢支流右岸との交点に至り、同点から同沢支流右岸を北に進み祝沢本流と支流の接点から日蔭ノ山に向かう線との交点に至り、同点から日蔭ノ山山頂に向かい北西に進み同山頂との交点に至り、同点から主要地方道久慈岩泉線にかかる祝橋に至る稜線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。